

## 「制度信用取引における権利処理方法の見直しについて」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では、制度信用取引における権利処理方法の見直しについて、その要綱を本年10月25日に公表し、11月8日までの間、広く意見の募集を行っておりましたが、最終的に、3件（個人1名）のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいたコメント及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりであります。

頂戴したコメント	コメントに対する当取引所の考え方
<p>・株式分割の比率によって権利処理の方法が異なるのは、投資家に分かりにくく混乱が生じるため、権利処理の方法は全ての銘柄において同一であるべきである。</p>	<p>今回の見直しは、来年1月4日以降の日を基準日とする株式分割について、効力発生日が基準日の翌日となることに伴い、制度信用取引についても、権利落日以降、反対売買による弁済が可能となります。</p> <p>これを受けまして、株式分割に係る権利処理を安定的に実施し、投資家の利便性向上を図る観点から、現物株の処理と同様に、分割比率に応じて権利の調整を行おうとするものであります。</p> <p>しかしながら、小数点を含む分割比率の場合には、単元未満株式の未決済勘定が生じ、この部分については反対売買により弁済することができなくなるなど、実務的な対応が困難となることから、従来どおりの方法を継続することが適当であると判断しました。</p> <p>ご指摘の二つの方法が並存することとなり制度として分かりにくくなるというご懸念に対してましては、次の対応を図ることを予定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当取引所のホームページにおいて、今回の権利処理方法の見直しの内容について、分かりやすく解説して直接投資家に情報発信を行います。また、リーフレット等を作成してこれを当取引所のホームページに掲載し、証券会社が任意にダウンロードして投資家への説明用として使用することや、証券会社のホームページ上で投資家に配布することが出来るような方法も検討します。</li> <li>・ 証券会社が、信用取引を開始する顧客に配布することとされている「信用取引に関する説明書」（日本証券業協会がモデル様式を作成）を改定し、新しい権利処理方法について分かりやすく記載して、投資家に説明します。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際に株式分割の実施が公表された場合には、取引参加者に対して、銘柄ごとに株式分割の内容を周知するとともに、分割比率に応じて権利の調整を行う銘柄か、権利入札を行い金銭により権利の調整を行う銘柄か、等の情報をその都度周知します。また、当取引所のホームページにおいても、これらの情報を掲載し、直接投資家へ情報発信を行うことも検討します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信用取引残高及び価格を株式分割の比率に応じて調整すると、信用取引残高が増加することにより、反対売買の数量が増えるなど、株価変動要因となることが懸念される。</li> </ul>	<p>現行の権利処理の方法では、株式分割による新株の権利が付与されず、金銭により調整しているため、信用取引残高の数量は変動しないものの、上場株式数（発行済株式数）に占める割合は分割比率に応じて減少することとなります。一方で、今回新たに導入する分割比率に応じて権利を調整する方法では、権利処理に伴い売残高又は買残高の数量は増加しますが、上場株式数も同様に増加するため残高の対上場株式数比率が変動することはなく、また、権利の処理に伴い信用供与の額が変動することもないことから、むしろ残高の水準が正しく評価され、需給関係への影響についても中立的であると考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引実態のない信用取引残高が増加すると、投資指標としての信用取引残高の意義が薄れてしまうのではないか。</li> </ul>	<p>分割比率に応じて権利の調整を行う場合の信用取引残高は、信用取引の新規の売買がなくとも増加することとなりますが、増加要因が株式分割によるものであることは、外形的に判断できるものと思われまます。また、上記のとおり、信用取引残高の増加と同様に上場株式数も増加するため、対上場株式数比率等は変動しないことから、信用取引の残高水準の連続性は確保されるものと考えます。</p>

以上